児童発達支援
ガイドブック

～草津市にお住まいの方が
利用できる療育について～

2024 年 3 月

草津市児童発達支援事業所連絡会

【 目 次 】

1. 児童発達支援の概要

（１）療育（児童発達支援）とは…… 1

（２）療育（児童発達支援）に関わる機関…… 1

（３）対象となる方…… 1

（４）児童発達支援事業（サービス）の内容 …… 2

通所事業

児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援

医療型児童発達支援

保育所等訪問支援

相談支援事業

（５）利用手続き …… 3

（６）利用料 …… 4

2. 児童発達支援事業所

草津市内の事業所一覧……5～6

近隣自治体の事業所一覧…… 7

事業所の紹介 …… 8

１．児童発達支援の概要

（１）療育（児童発達支援）とは

療育（児童発達支援）とは、発達上の支援が必要であると判断された児童が、身近な地域で適切な支援を受けられるための事業です。一人一人に合わせた発達を促す関わりを専門スタッフが行うことで、お子さまが安心し自信をもって、のびのび暮らすための方法を見つける場所です。そのため、療育ではお子さまの現在の困りごとや発達の状況に応じて、個別の支援計画を作成し、支援を進めていきます。

（２）療育（児童発達支援）に関わる機関

療育（児童発達支援）を担っている機関としては、児童福祉法に基づく児童発達支援センターや児童発達支援事業所があります。これらの支援施設は乳幼児（０歳～６歳）が対象となっており、集団での支援や個別での支援を行っています。また、小学校以上のお子さまは放課後等デイサービスの対象となります。

（３）対象となる方

乳幼児健診や発達相談、園所等の相談の場、医療機関等で、療育による支援が必要と判断された児童が対象となります。障害の診断や障害者手帳の有無にかかわらずご利用いただけますが、申請の際には療育の必要性がわかる書類が必要となります（障害者手帳をお持ちの方は写し、お持ちでない方は発達検査の結果、あるいは医師の意見書等を提出していただきます）。

（４）児童発達支援事業（サービス）の内容

児童福祉法に定められる「障害児通所支援」サービス（下記参照）のうち、未就学児が対象となるサービスを紹介します。

―通所支援事業―

【児童発達支援】　乳幼児健診や医療機関、保育所等の相談の場において、療育による支援が必要と判断されたお子さま（未就学児）が対象となります。事業所に通所することで、日常生活の動作や集団生活への適応に関する援助を行います。

【居宅訪問型児童発達支援】　重度の障害があり、児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所に通所することが困難なお子さまが対象となります。事業所が、お子さまの居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導やコミュニケーション、対人交流にかかる支援を行います。

【医療型児童発達支援】　上肢、下肢または体幹の機能に障害があり、リハビリ等の医療と児童発達支援が必要なお子さまが対象となります。治療を行うと共に、日常生活の動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

【保育所等訪問支援】　保育所等の集団生活で、遊びや生活、コミュニケーション等に丁寧な支援が必要なお子さまが対象となります。事業所が月1～2 回程度、継続して保育所等に訪問し、お子さまが安心して集団生活を送ることができるように支援します。

―相談支援事業―

障害児の自立した生活を支え、お子さまやご家族さまが抱える課題やお困りごとの解決に向けて適切なサービスを利用するため、相談支援専門員が、障害児支援利用計画についての相談及び作成等を行います。

（５）利用手続き（受給者証発行）の流れ

草津市立発達支援センターに連絡して頂き、窓口で申請書に記入をお願いします。また、サービスを利用する上で、支援目標や支給量等を記入した「利用計画」を相談支援事業所か保護者さまで作成する手続きが必要です。その後、通所受給者証が交付されますので、利用事業所と契約してサービスの利用となります。

療育による支援が必要と判断され、サービスの利用を希望される方

↓

草津市立発達支援センターへ　相談・問い合わせ

↓

受給者証申請書　　記入

↓

利用計画作成・提出

（相談支援事業所作成　or　保護者作成）

↓

支給決定・受給者証の発行

↓

利用事業所と契約＆利用開始

※申請から受給者証発行までの目安の期間は、おおむね１か月程度です（書類に不備がなかった場合）。

※問い合わせ：草津市立発達支援センター　077-569-0353

（６）利用料金について

原則、サービス費の 1 割を負担していただきます。ただし、所得に応じて利用者負担の上限額が設けられています。また以下の制度も現在設けられているため、対象の方は、負担額が一部助成されます。

【幼児教育、保育の無償化】

2019 年 10 月より実施されている幼児教育、保育の無償化に伴い、児童発達支援、保育所等訪問支援等の利用者負担も無償となっています。

対象は、「満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間」です。

【草津市児童発達支援等利用者負担額助成金】

草津市では、療育を必要とする児童の早期療育の機会を確保し、将来の自立に向けての発達を支援するため、助成金制度があります。対象は、通所受給者証の交付を受け、児童発達支援、保育所等訪問支援のサービスを受けた未就学児となります。

2. 児童発達支援等事業所

（１） 草津市内の事業所一覧

＊開設状況は各事業所にお問合せください
＊市外の事業所の利用も可能です

【児童発達支援】

	事業所名	連絡先
1	草津市立発達支援センター湖の子園 （草津市西渋川 2 丁目 9-38）	077-569-0352
2	ちょこらんど （草津市笠山 4 丁目 12-57）	077-598-0720
3	おひさまはうす （草津市山寺町 1186-2）	077-561-0130
4	スパーク草津店 （草津市草津 3 丁目 13-47）	077-569-6520
5	ichi5（今年度は受け入れなし） （草津市橋岡町 43-7 スペースアジョンス 1F）	077-599-5815
6	ウィズユー草津笠山 （草津市笠山 2-1-28　2F）	077-598-5374
7	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校 （大路 1 丁目 4-12　大丸ソイビル 2 階 B）	077-596-5919
8	プティット草津ルーム （草津市野村 4 丁目 13-14）	077-564-5190
9	コペルプラス草津教室 （草津市上笠 2 丁目 5-6　セベリアーノビル 205 号室）	077-598-0751
10	ブロッサムジュニア南草津教室 （草津市南笠東 3 丁目 15-5）	077-514-7882
11	レモネードキッズ草津 （草津市大路 3 丁目 2-19）	077-599-0343
12	リニエプラッツ草津 （草津市野村 7-2-1）	077-563-2501
13	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校第 2 （草津市若竹町 1-5　センタービル東館 2 階）	077-565-1515
14	アジュール若草 （草津市若草 2 丁目 1-1）	077-575-8232
15	いまここケア （草津市上笠 3 丁目 28-2）	077-558-8020

【居宅訪問型児童発達支援】

	事業所名	連絡先
1	草津市立発達支援センター湖の子園 （草津市西渋川 2 丁目 9-38）	077-569-0352

【保育所等訪問支援】

	事業所名	連絡先
1	草津市立発達支援センター（相談・支援係） （草津市西渋川 2 丁目 9-38）	077-569-0353
2	ちょこらんど （草津市笠山 4 丁目 12-57）	077-598-0720
3	ichi5（今年度は受け入れなし） （草津市橋岡町 43-7 スペースアジョンス 1F）	077-599-5815
4	おひさまはうす （草津市山寺町 1186-2）	077-561-0130
5	プティット草津ルーム （草津市野村 4 丁目 13-14）	077-564-5190
6	リニエプラッツ草津 （草津市野村 7-2-1）	077-563-2501

【相談支援事業所】

	事業所名	連絡先
1	草津市立発達支援センター（相談・支援係） （草津市西渋川 2 丁目 9-38）	077-569-0353
2	おひさまはうす （草津市山寺町 1186-2）	077-535-9132
3	レモネード草津 （草津市大路 3-2-19　大路テナント 1 階）	077-565-5855
4	風彩（かぜいろ） （渋川 2 丁目 7-24More 草津 210）	080-3854-0238

（２）近隣自治体の事業所（一部）

＊開設状況は各事業所にお問合せください

【児童発達支援】

	事業所名	連絡先
1	PONY KIDS （栗東市六地蔵 31-6）	077-584-5945
2	コペルプラス瀬田教室 （大津市大萱 1-18-34 中川ビル３階）	077-526-5793
3	成基の療育教室ゴールフリーＢ５大津石山教室 （大津市粟津町 15-20　２Ｆ）	077-531-2550
4	オリーブのねっこ （守山市守山六丁目８番 15-2 号）	077-582-0877
5	エンジェル (栗東市安養寺１丁目２-７エルポート 202)	077-598-1549
6	滋賀県立小児保健医療センター　療育部 （守山市守山５丁目６番 15 号） 【医療型児童発達支援・児童発達支援】	077-583-2125